

議案第 26 号

平成 28 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成 28 年度狭山市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		65,900 戸
(2) 年間総給水量		16,900,000 強
(3) 一日平均給水量		46,301 強
(4) 主要な建設改良事業		
① 浄配水施設更新事業		780,542 千円
② 老朽管更新事業		415,053 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		3,268,938 千円
第 1 項 営業収益		2,850,991 千円
第 2 項 営業外収益		417,946 千円
第 3 項 特別利益		1 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		2,966,981 千円
第 1 項 営業費用		2,891,376 千円
第 2 項 営業外費用		73,320 千円
第 3 項 特別損失		1,285 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 990,163 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,604 千円、過年度分損益勘定留保資金 668,809 千円及び減債積立金 225,750 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		689,184 千円
第 1 項 企業債		570,000 千円
第 2 項 負担金		7,505 千円
第 3 項 工事寄附金		63,340 千円
第 4 項 水道利用加入金		35,443 千円
第 5 項 設計管理料		5,696 千円
第 6 項 国庫補助金		7,200 千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 679, 347千円
第1項 建設改良費	1, 453, 597千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	225, 750千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金徴収業務等業務委託事業費	平成28年度から	千円
	平成33年度まで	638, 134

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管布設事業費	千円 50, 000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以 内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
浄配水施設更新事業費	520, 000	同 上	同 上	同 上
計	570, 000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費327, 985千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第10条 水道施設の建設等のため他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、18, 145千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、57, 366千円と定める。